主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林右太郎の上告趣意について。

証拠調の限度は、事実審たる原審が自由裁量により決し得るところであつて、所論証人の取調をしなかつたからといつて、原判決に所論のような違法ありとすることはできない。その余の論旨は、要するに原判決の事実誤認、量刑の不当を主張するに帰着するのであつて上告の適法な理由とすることはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により全裁判官一致の意見を以て、主 文のとおり判決する。

検察官 平出禾関与

昭和二六年七月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎